6　この条の規定により設置される一の仲裁裁判所は、第二十七条2の規定による仲裁に付託された二以上の請求が共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じていると認める場合には、紛争の公正かつ効率的な解決のため、紛争当事者の意見を聴取した後に、命令を発出し、次のいずれかのことを行うことができる。

(a)　請求の全部又は一部につき、管轄権を行使し、並びに一括して審理し、及び決定すること。

(b)　請求のうち、当該一の仲裁裁判所が決定することが他の請求の解決に資すると認める一又は二以上の請求につき、管轄権を行使し、並びに審理し、及び決定すること。

(c)　第三十条の規定により設置された仲裁裁判所のいずれかに対し、請求の全部又は一部について、管轄権を行使し、並びに一括して審理し、及び決定するよう指示すること。ただし、当該仲裁裁判所が次の(i)及び(ii)の条件に従う場合に限る。

(i)　それまで当該仲裁裁判所において紛争当事者でなかった紛争投資家のいずれかによる要請に基づき、4(a)及び5の規定に従って紛争投資家のために任命される仲裁人を除くほか、当初の仲裁人により再度構成すること。

(ii)　既に行われた審理を再度行うか否かを決定すること。

7　この条の規定により一の仲裁裁判所が設置された場合において、紛争投資家が第二十七条2の規定による仲裁に請求を付託したにもかかわらず、2の規定により行われた要請に自己の氏名又は名称が記載されなかったときは、当該紛争投資家は、当該一の仲裁裁判所に対し、自己を6の規定に従って行われる命令の対象に含めるよう書面により要請することができる。その要請には、次の事項を明記する。

(a)　当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

(b)　求める命令の内容

(c)　命令を求める根拠

8　この条の規定により設置される一の仲裁裁判所は、UNCITRAL仲裁規則（この章の規定によって修正される部分を除く。）に従って仲裁手続を行う。

9　第三十条の規定により設置される仲裁裁判所は、この条の規定により設置される一の仲裁裁判所が6(a)及び(b)に定める命令により管轄権を行使する請求については管轄権を有しない。第三十条の規定により設置される仲裁裁判所は、当該仲裁裁判所のいずれかがこの条の規定により設置される一の仲裁裁判所による6(c)の規定に基づく命令に従って管轄権を行使する請求については、その管轄権を行使する仲裁裁判所を除くほか、管轄権を有しない。

10　この条の規定により設置される一の仲裁裁判所は、6の規定に基づく決定を行うまでの間、一の紛争当事者の申請に基づき、第三十条の規定により設置される仲裁裁判所の手続の停止を命令することができる。ただし、当該仲裁裁判所が既に手続を停止している場合を除く。

第三十八条　裁定案

この章の規定に基づく仲裁に付託されたいずれの投資紛争についても、仲裁裁判所は、一方の紛争当事者の要請があった場合には、決定を行い、又は裁定を下す前に、紛争当事者に対して決定又は裁定の案を提示する。紛争当事者は、当該決定又は裁定の案が提示された日の後六十日以内に、仲裁裁判所に対し当該決定又は裁定の案のいずれかの側面に関する意見を書面により提出することができる。仲裁裁判所は、当該意見を検討し、当該決定又は裁定の案が提示された日から百五日以内に決定を行い、又は裁定を下す。

第三十九条　裁定

1　仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a)　紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b)　違反があった場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i)　損害賠償及び適当な利子

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、適用される仲裁規則に従い、費用（弁護士の費用を含む。）についても裁定を下すことができる。

2　1の規定に従うことを条件として、第二十七条2(b)に規定する請求が付託される場合には、

(a)　原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が同条2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(b)　損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が同条2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

3　仲裁裁判所は、懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下すことはできない。

第四十条　裁定が最終的なものであること及び裁定の執行

1　前条の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、個々の事案について紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、裁定を可能な限り速やかに実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定を執行する。

2　紛争締約国が裁定に従わない場合には、紛争締約国でない締約国は、その要請により、第二十四条の規定による仲裁委員会を設置することができる。この場合には、当該要請を行った締約国は、当該仲裁委員会の手続において、次のことを求めることができる。

(a)　最終的な裁定に従わないことがこの協定上の義務に反する旨を決定すること。

(b)　紛争締約国に対して裁定に従うべきである旨を勧告すること。

3　紛争当事者は、2に規定する手続が行われているか否かにかかわらず、ICSID条約又はニューヨーク条約に従って仲裁の裁定の執行を求めることができる。

第四十一条　文書の送達

第二十六条に規定する協議及び交渉の要請並びにこの章の規定による仲裁に関連する通報その他文書は、次の紛争締約国の権限のある当局に対して送付する。

(a)　日本国については、外務省又はこれに代わる機関

(b)　コロンビア共和国については、商工観光省投資・サービス局又はこれに代わる機関

第五章　最終規定

第四十二条　見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第四十三条　適用及び効力発生

1　両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2　この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、他方の締約国の区域内において他方の締約国の関係法令に従って設立され、取得され、又は拡張されたものについて、当該投資財産が設立され、取得され、又は拡張された時点を問わず適用する。

3　いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

4　この協定の終了の日の前に設立され、取得され、又は拡張された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。